

第13章 住民の生活の早期再建

この章のポイント

災害後の区民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した区民の生活環境を早期に復旧させることが重要となる。

ここでは、被災住宅の応急修理や応急仮設住宅等の確保、罹災証明書の交付、災害用トイレの確保、し尿処理対策、ごみ及び災害廃棄物処理体制の確保、応急教育活動の実施等、区民の生活再建についての対策を示す。

1 想定される事態と認識

- 新たな被害想定では、9,070 棟の建物が全壊・消失するほか、上下水道の被害や、123,018 人の避難者、大量の災害廃棄物の発生等が想定されている。
- こうした被害から立ち直り、早期に住民の生活を再建するためには、罹災証明書の交付を迅速に行う体制を整備するとともに、下水道やトイレ機能の確保、災害廃棄物処理体制の構築、応急教育実現に向けた体制の整備、災害救助法等の実施体制の整備に取り組む必要がある。

2 現在の到達状況

（1）生活再建対策の早急な実施

- 罹災証明の迅速な発行に向けたシステム導入の体制整備

（2）災害用トイレの確保、し尿処理への備え

- マンホール対応型トイレなど災害用トイレの備蓄（計 1915 組）（令和 7 年 3 月現在）

（3）ごみ及び災害廃棄物処理体制の確保

- 災害廃棄物仮置場候補地として、第一仮置場に錦糸公園、第二仮置場に荒川四ツ木橋緑地・白鬚東地区・両国地区、第三仮置場に荒川四ツ木橋緑地を指定

（4）応急教育活動の実施

- 災害時の応急教育計画の策定

（5）災害救助法の適用等

- 災害救助法及び激甚災害法の適用基準、指定手続の周知

3 対策の方向性

（1）生活再建対策の早急な実施

- 被災者の生活の確保、被災住宅の応急修理や応急仮設住宅等の確保を図る。
- 「罹災証明」の発行については、被害調査や手続に要する時間を短縮するため、都や東京消防庁と情報（固定資産（家屋台帳）関連情報、住家被害認定調査結果、住民基本台帳）を連係させるシステム等を導入し、手続の迅速化を図る。
- 義援金の募集・配分については、必要な手続を明確にし、迅速に対応できる体制の構築を図る。

（２）災害用トイレの確保、し尿処理への備え

- 都下水道局により、避難所等から排水を受ける下水道管の耐震化を進めている。さらに区では、避難所内へのマンホールトイレの設置や、災害用トイレの確保を図る。併せて、民間協定等によるし尿の収集・運搬に必要な人員、資器材の確保を図る。

（３）ごみ及び災害廃棄物処理体制の確保

- 災害時のごみ及び災害廃棄物処理体制を確保して迅速な応急・復旧対策を実施し、区民の生活環境の保持を図る。

（４）応急教育活動の実施

- 幼児・児童・生徒等の生命及び安全並びに教育活動を実施する。

（５）災害救助法の適用等

- 震災が発生し、区の被害が一定以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。
- 大規模な災害が発生した場合において、激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続及び指定を受けた場合の手続等について定め、指定の促進を図る。

4 具体的な取組

地震前の行動 （予防対策）	生活再建のための事前準備 ○応急危険度判定に向けた都や関係団体等との連携 ○被災者生活再建支援システムの導入 ○義援金配分委員会の代表委員の選出、義援金の募集・配分の体制構築	トイレの確保及びし尿処理の事前対策 ○多様な災害用トイレの確保、生活用水の確保、し尿収集・搬入体制の整備、し尿収集が可能な場所の確保、災害用トイレに関する知識の普及啓発	ごみ・災害廃棄物処理の事前対策 ○耐震化の促進、ごみ処理体制の構築の推進等 ○災害廃棄物の発生量の推計・仮置場の設定、民間協定の締結、区災害廃棄物処理マニュアルの策定	応急教育のための事前準備 ○各学校における応急教育計画の体系化 ○幼児・児童・生徒等の避難訓練実施、平時からの応急教育態勢の整備	災害救助法等への対応体制の整備 ○災害救助法の適用基準や激甚災害指定手続等への理解の促進 ○迅速に対応できる体制の整備
地震直後の行動 （応急対策） 発災後72時間以内	生活再建のための応急対策 ○被災住宅・被災宅地の応急危険度判定の実施 ○住宅の応急修理等のための家屋・住家被害状況調査の実施 ○罹災証明書発行準備、区民への広報等 ○義援金受付窓口の開設、義援金の受付	トイレの確保及びし尿処理 ○仮設トイレ等の設置状況の把握、収集体制の整備 ○民間協定等による収集車でのし尿収集・搬入の実施 ○学校のプール・災害用井戸等の生活用水による下水道機能の回復	ごみ・災害廃棄物処理 ○初動態勢・収集体制の確立、ごみ処理計画の策定等 ○被災状況の確認、災害廃棄物発生量の推計等、災害廃棄物処理実施計画の策定 ○災害廃棄物受付開始、中間処理・再利用・最終処分	応急教育 ○幼児・児童・生徒等の安全確保 ○臨時の学校運営態勢の確保、緊急避難の指示等	災害救助法の適用等 ○都への被害状況等の報告、災害救助法の適用の要請 ○激甚災害の指定
地震後の行動 （復旧対策） 発災後1週間 目途	生活再建のための復旧対策 ○被災住宅等の応急修理 ○公的住宅及び民間賃貸住宅の提供、入居者の選定等 ○生活相談等、義援金の保管、配分等 ○災害弔慰金等支給 ○生活福祉資金等による融資計画 ○被災者に対する職業のあっせんの実施 ○租税の徴収猶予及び減免等		災害廃棄物処理の実施 ○解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口の設置箇所等の検討、関係機関等との調整	学校教育の復旧 ○学用品の調達・支給、給食の提供及び保健衛生指導の徹底 ○平常授業の早期開始	災害救助法の運用等 ○災害救助法の適用、災害救助基金等の運用、救助活動の実施 ○災害救助法の公布、災害報告・救助実施状況の報告の実施
5 到達目標	■応急危険度判定及び家屋・住家被害状況調査の実施体制の充実 ■罹災証明システム構築による発行手続の迅速化	■災害用トイレの確保及びし尿処理体制の構築 ■指定避難所内マンホールトイレ用人孔の増設	■ごみ、災害廃棄物の処理体制の構築	■円滑な応急教育の実施体制の強化	■災害救助法等の迅速な対応体制の確立

● 予防対策

第1節 生活再建のための事前準備

第1項 住宅・宅地の応急危険度判定

〔区〕

被災した住宅・宅地の被害状況を把握し、応急危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し、生活再建に向かう住民の安全確保を図る。

区は、応急危険度を判定する判定員（建築士事務所協会や専門ボランティア等）の確保など、応急危険度の判定体制を整備するために、都や関係団体等との連携を図る。

第2項 罹災証明の発行

〔区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

区は「被災者生活支援再建システム」を導入し、迅速かつ適正な罹災証明を行うとともに、被災者の生活再建を支援する「被災者台帳」を整備する。そのため、東京消防庁と連携し、火災による被害状況調査体制を充実するとともに、事前協議や協定締結等を行い、罹災証明発行に係る情報の収集等、連携体制を確立する。

また、都が作成したガイドラインに基づき、現況の住家被害認定調査手法や、罹災証明発行体制を把握し、必要に応じて調査員不足が想定されるマンパワーや各種情報連係に必要なシステム化を検証するとともに、調査手法や罹災証明事務手続に関する職員研修を実施する。

第3項 義援金の配分事務

〔区〕

都義援金配分委員会の23区代表委員は必要な時期に迅速に開催できるよう、あらかじめ選任しておく。

義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確にし、迅速に対応できる体制の構築を図りつつ、義援金に関する寄付控除（国税及び地方税）等の取扱いを確認しておく。

第2節 トイレの確保及びし尿処理

〔区、都下水道局東部第一下水道事務所〕

1 災害用トイレの確保

- (1) 区は、都と連携して、災害発生当初は避難者約 50 人当たり 1 基、その後、避難が長期化する場合には、約 20 人当たり 1 基の確保に努めるとともに、内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を踏まえ、安全性、衛生・快適性、女性・要配慮者への配慮等の多様な視点などを考慮する。

ア 仮設トイレ以外の携帯トイレ・簡易トイレ・マンホールトイレなど多様な災害用トイレを確保する。

イ 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の確保により、利用者の利便性にも配慮する。

ウ 要配慮者の利用を想定して、車椅子使用対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介護者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進する。

- (2) 事業所及び家庭、マンション管理者は、当面の目標として、最低3日分、推奨1週間分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄する。

- (3) ライフライン等の支障により避難した住民が、家屋の被害がなく帰宅した場合に、トイレが使用できないことがあるため、家庭やマンション管理者は災害用トイレの備蓄に努める。

※ V-18：災害用トイレ整備状況（別冊 P284 参照）

2 生活用水の確保

- (1) 区は、各避難所において避難者数に応じた生活用水の確保に努める。

- (2) 事業所及び家庭においては、平素から水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。

3 し尿収集・搬入体制の整備

- (1) 区は、災害時のし尿処理を円滑に行うため、し尿処理能力を有する機関と「災害時におけるし尿収集処理に関する協定」を締結している。

- (2) 水再生センター及び主要な管渠^{かんきょ}の指定マンホールへの搬入体制を整備するとともに、円滑な運用に向けた、し尿搬入訓練を実施する。

- (3) 区は、都下水道局東部第一下水道事務所と締結している覚書により、下水道用仮設マンホールトイレの設置体制を確立する。

4 普及啓発等

- (1) 区は、仮設トイレ等の設置に当たって、し尿の収集が可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。

- (2) 各機関は、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努めるとともに、事業所・家庭において、既設水洗トイレの便器を利用する災害用トイレやトイレ用品の備蓄及び生活用水の確保を推進する。

（3）災害用トイレの設置や利用等の経験は極めて重要であり、各機関は災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施する。

第3節 ごみ処理

[区]

1 現有処理体制

（1）区のごみ収集運搬能力（1日当たり）は、下表のとおりである。

（令和6年4月1日現在）

		新大型 特殊車	小 型 特殊車	小 型 プレス 車	小 型 ダンプ 車	新小型 ダンプ 車	軽小型 ダンプ 車	小 型 排出車	1日当 処理量
すみだ 清掃 事務所	台数	5	1	21	2	2	3	1	-
	延べ 台数	20	6	101	5	5	18	3	-
	処理 量 (t)	34.8	9.0	123.0	2.8	2.0	5.2	1.5	178.3

※ 延べ台数は、令和6年度作業計画に基づき、最大配車曜日の墨田清掃工場及び不燃ごみ処理センターへの搬入回数とする。

※ 処理量は、週平均1日当たりの可燃ごみ・不燃ごみの合計である。

（2）ごみ収集の人員編成は、下表のとおりである。

（令和6年4月1日現在）

	直営		雇上（民間）	
	収集職員 (人)	運転職員 (人)	作業員（人）	運転手（人）
すみだ清掃事務所	4	0	54	35

※ 直営及び雇上の人数は、令和6年度作業計画に基づく最大配車曜日の稼働人員とする。

2 ごみ処理体制の構築

所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、ごみ処理機能の確保策に関する見直し等を行い、処理体制の構築を促進する。

第4節 災害廃棄物処理

〔区〕

区は、都の災害廃棄物処理計画や特別区の災害廃棄物処理対策ガイドラインを踏まえつつ、国が定める災害廃棄物対策指針などの各種の法令、計画等との整合を図りながら「墨田区災害廃棄物処理計画」を策定する。

災害が発生した場合には、この処理計画を基に、区域内の被災状況に応じた「災害廃棄物」の発生量を把握し、必要な仮置場や運搬車等の確保、最終処分場などを定めた「災害廃棄物処理実施計画」を策定して災害廃棄物処理を行う。

また、不足が想定されるマンパワーや資器材に対して民間協定を締結するとともに、墨田区災害廃棄物処理マニュアルを策定する。

第5節 応急教育のための事前準備

〔区〕

1 活動方針

災害発生の場合、区立小・中学校の児童・生徒の教育を中断することなく行い、教育目的を達成することを方針とする。

2 目標

区の地域における区立小・中学校の災害対策として、災害の予防、応急対策、復旧を通じて、教育効果の達成を図ることを目標とする。

3 事前準備

- (1) 学校長は、学校の立地条件などを考慮し、常に災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を策定しておくものとする。
- (2) 区立学校の教職員は、常に気象情况等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力して応急教育体制に備え、次の事項を守らなければならない。
 - ア 児童・生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討すること。
 - イ 区教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網の確認を行うこと。
 - ウ 勤務時間外においては、学校長は、所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。
- (3) 学校長は、学校の理科室及び理科準備室等における薬品類の保管・管理について、常に管理体制を確立し、災害発生の際、火災が発生しないよう配慮する。

第6節 災害救助法等

第1項 災害救助法の適用

〔区〕

区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときは、知事へ直ちに報告しなければならない。そのため、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を確立する。

1 災害救助法の適用基準

（1）災害が発生した段階の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、都における具体的適用基準は、次のいずれかに該当する場合とする。

ア 本区の場合、住家の滅失した世帯数が100世帯以上であること。

イ 都の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上の場合であって、本区内において住家が滅失した世帯の数が75世帯以上であること。

ウ 都の区域内の住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合又は災害が隔離した地域に発生したものである等災害に遭った者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

エ 多数の者が、生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

（2）災害が発生するおそれ段階の適用

災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、都が当該本部の所管区域として告示されたときに、都の区域内において災害により被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用することとなっている。

区は、都から災害が発生するおそれ段階での災害救助法適用について伝達を受ける。

※ I-17：災害救助法（別冊P107参照）＜再掲＞

※ I-18：災害救助法施行令（別冊P115参照）

2 被災世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は1/2世帯とし、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は1/3世帯として換算して取り扱うものとする。

3 住家の滅失等の認定

（1）住家が滅失したもの（「全壊、全焼又は流出」という。）

住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

（2）住家が半壊、半焼等著しく損傷したもの（「半壊又は半焼」という。）

住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的

には損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

このうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。

(3) 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの（「準半壊」という。）

損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの

(4) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(5) 上記(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

4 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実にその建物を居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

第2項 激甚災害法の適用

[区]

区長は、大規模災害が発生した場合は、都知事へ速やかにその被害の状況及び取られた措置等を報告しなければならない。そのため、職員は、激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を確立する。

1 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

※ I-24：激甚災害指定基準（別冊P167参照）

2 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模で捉え、その被害の程度の大きい災害について、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が基準を定めている。

※ I-25：局地激甚災害指定基準（別冊P169参照）

● 応急対策

第1節 被災住宅の応急危険度判定

〔区〕

区は、地震後、応急危険度判定実施本部を設置し、余震等による被災住宅の倒壊、部材の落下から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、早期に住宅の被害状況の調査を実施し、使用の適否について応急的に判定する。

1 判定の実施

判定は、地震発生後10日以内に終了することを目標とし、東京都被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（以下「判定業務マニュアル」という。）に基づいて実施する。

2 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、判定業務マニュアルに基づく「危険」「要注意」「調査済み」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

3 判定資器材の備蓄

判定資器材は、判定業務マニュアルに基づき、数量等を確保する。

第2節 被災宅地の応急危険度判定

〔区〕

区は、地震後、二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図るため、被災した宅地の危険度を判定する。

1 判定の対象

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

2 判定の実施

区は、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。

3 判定結果の表示

被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

第3節 家屋・住家被害状況調査等

〔区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

区は、住宅の応急修理や住宅の供給、及び都市復興における計画作成等の基礎資料とするため、被災直後において、家屋・住家の被害状況を調査する。

1 調査の実施

区は、あらかじめ定めた調査方法や判定方法等※により、調査を行う。

※国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考にする。

2 結果の報告

上記に基づき、住家及び非住家の被害状況調査を行い、都災害対策本部に報告する。

3 都や消防署の活動

調査に当たり、都は人員派遣などの支援を行う。

火災による被害については、本所・向島消防署が被害状況調査を行う。

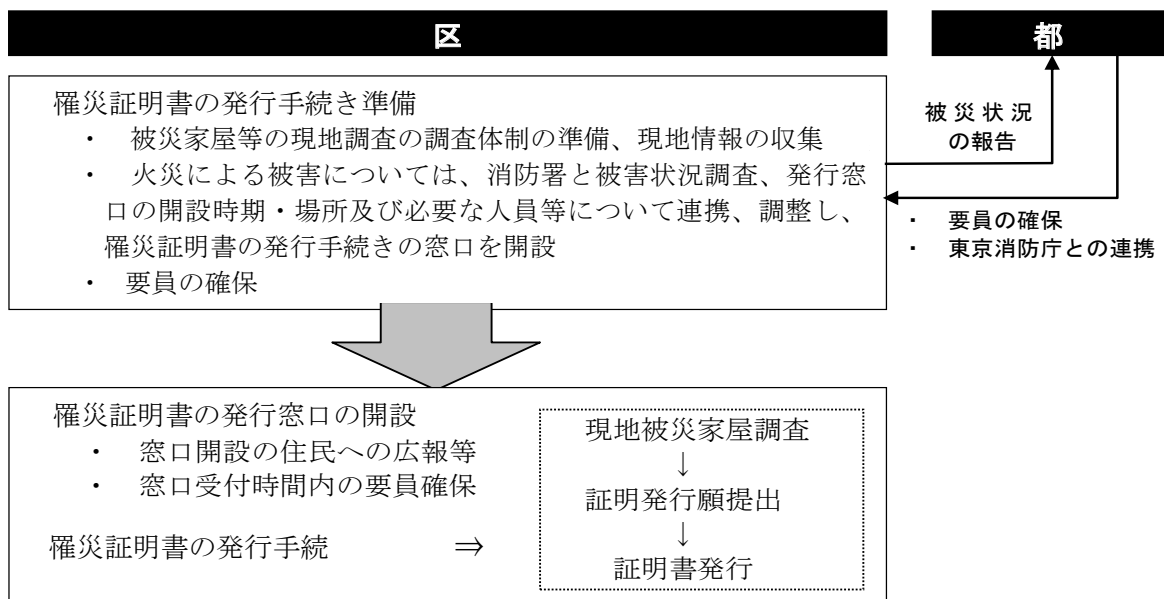
第4節 罹災証明書の発行準備

〔区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

家屋・住家被害状況調査の結果に基づき、速やかに罹災証明書を発行する準備を整える。

機関名	活動内容
区	- 発行 罹災証明は、原則として区民部窓口課が発行することとするが、大規模災害発生時には、災対総務部あるいはその他各部の応援により実施する。 区民部窓口課は、管内の罹災台帳を備付け、その台帳（台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料）等によって罹災者の申請により発行する。 - 証明 原則として建物（不動産）を対象に、法に基づく自然災害等※において、①全壊②大規模半壊③中規模半壊④半壊⑤準半壊⑥準半壊にいたらない一部損壊⑦床上浸水⑧床下浸水について証明する。 ※災害対策基本法第2条第1号に規定する災害：暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害 - 証明の手数料 手数料は、事件の特殊性により免除する。 - 区民への広報等 罹災証明の発行基準や発行時期、会場等を広報等により周知する。 ※ VI-18：罹災台帳（別冊 P311 参照） ※ VI-19：罹災証明申請書（別冊 P312 参照） ※ VI-20：罹災証明書（別冊 P313 参照）
都	被災区市町村が速やかに罹災証明書を発行できるよう、応援体制を整備する。
東京消防庁第七消防方面本部 本所・向島消防署	- 火災による被害状況調査の実施に向けて、区と調整・連携を図る。 - 火災による被害状況に係る罹災証明書交付のために区と必要な情報共有を図る。

【罹災証明書の発行の流れ】



第5節 義援金の募集・受付

[区]

1 東京都義援金配分委員会の設置

都は、義援金を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、都災害対策本部に東京都義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）を設置する。

2 区における義援金の受付・募集等

（1）区は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振り込みによる義援金を受け付ける。

（2）受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。なお、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

※ VI-21：受領書（別冊 P314 参照）

（3）義援金受付状況を都委員会に報告し、都委員会に送金する。

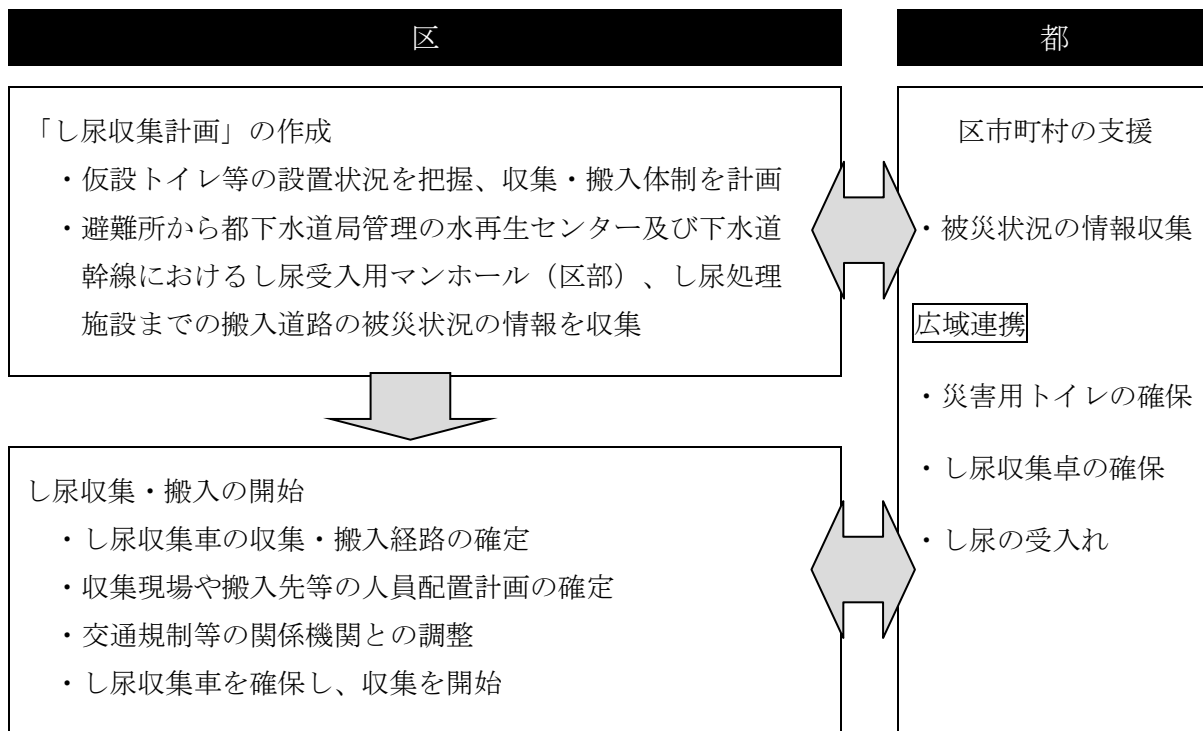
第6節 トイレの確保及びし尿処理

〔区、都下水道局東部第一下水道事務所〕

1 災害用トイレの活用とし尿の収集・搬入

- (1) 区は、仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。
- (2) 区は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を民間協定等によるし尿収集車（バキュームカー）により収集し、水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール、し尿処理施設等に搬入する。
- (3) 確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合に、区は、都に応援を要請する。
- (4) 都は、区からの要請に基づき、被災していない他の自治体や事業団体などに対して、し尿収集車の確保についての広域的な調整・応援要請を行う。

【し尿処理の業務手順】



2 避難所等における対応

(1) 避難場所における対応

- ア 雨水貯留槽、災害用井戸等によって生活用水を確保し、下水道機能の回復を図る。
- イ 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。

(2) 避難場所において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、区は備蓄した組み立てトイレ等により対応する。避難所における対応は以下のとおりである。

- ア 断水した場合には、学校のプール、災害用井戸等で確保した水を使用し、下水道機能の回復を図る。
- イ 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区は努めて、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレを確保し、対応する。

ウ 発災後4日目からは、区は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。

エ 備蓄分が不足した場合には、区は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

(3) 事業所・家庭等における対応

ア 上水機能に支障を来たしている場合には、排水設備に異常がないか確認した上で、災害用井戸、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。

イ 下水道機能に支障を来たしている場合には、事業所・家庭における備蓄（災害用トイレ）を活用する。

第7節 ごみ処理

〔区〕

災害により排出される大量のごみを迅速に処理し、衛生管理の確保を図る。

- 1 区は、災害発生後の道路事情等により通常の収集が困難な間に発生することが予想される生活系ごみについて、発災後、速やかに人員を確保し、関係機関と連携した初動体制の確立により、迅速、効率的に処理する。
- 2 区資源環境部すみだ清掃事務所は、発災後、速やかに人員・機材を確保し、ごみ処理計画を策定し、収集体制を早期に確立する。
- 3 災害時のごみは、分別を徹底させ、区が指定する集積所に排出するよう指導する。
- 4 ごみの収集運搬は、衛生上速やかに処理を必要とするごみから優先的に、収集体制確立後2週間で行う。なお、収集を開始して3週間以降にごみが滞留する場合には、状況に応じて臨時作業を継続して行う。

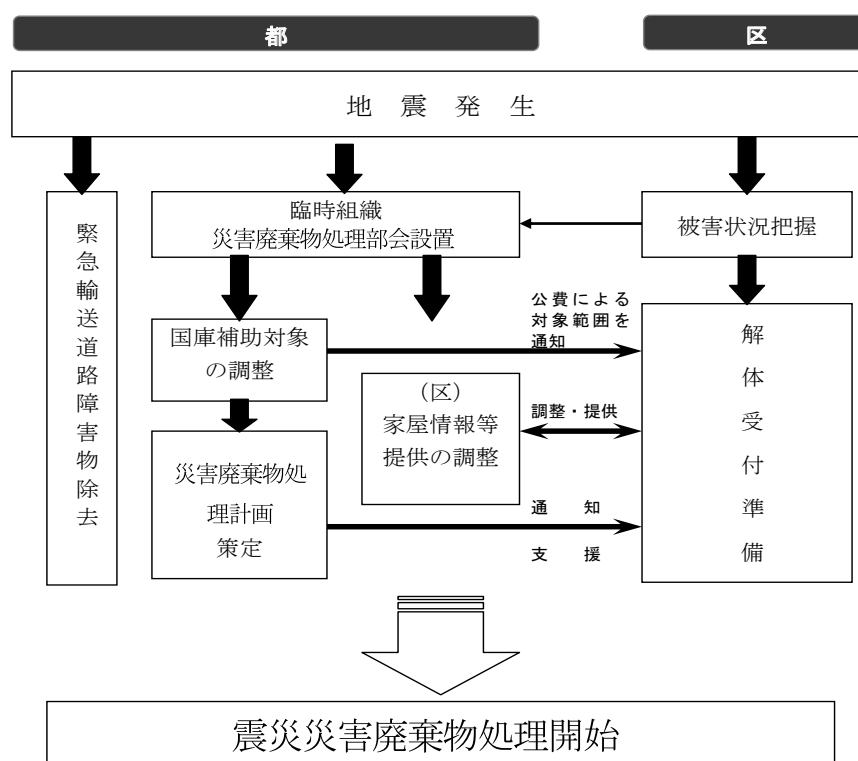
第8節 災害廃棄物処理

〔区〕

被災地の応急対策や復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「災害廃棄物」という。）の再利用、適正処理を図る。

区は、区域内の被災状況を確認し、「災害廃棄物」の発生量の推計等を行い、「墨田区災害廃棄物処理計画」に基づき、「災害廃棄物処理計画」を策定する。この計画に従い、区域内の関係機関と調整を図り、都と連携して、「災害廃棄物」の処理を行う。

【発災直後から2週間までの作業行程】



1 推定発生量

被害想定（総則第2章第2節「被害想定」）に基づく、区内の「災害廃棄物」推定発生量は、264万トンである。

2 処理計画

（1）災害廃棄物処理対策臨時組織の設置

区は、「墨田区災害廃棄物処理計画」に基づき、「災害廃棄物処理計画」を策定し、地域の災害廃棄物処理を行う。

（2）災害廃棄物発生量の推計等

区内の被害状況を確認し、「災害廃棄物」の発生量を推計するとともに、公費負担による「災害廃棄物」の処理の対象となる範囲を定め、公表する。

また、区内の廃棄物処理施設などの被害状況及び災害廃棄物発生量（推計）については、適宜、都へ報告する。

（3）緊急道路啓開作業に伴う「災害廃棄物」の搬入

発災直後、救援活動を円滑に行うため実施する緊急道路啓開作業により収集した「災害廃棄物」を、災害廃棄物仮置場（第一仮置場）に搬入し、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分別する。

（4）「災害廃棄物」の撤去及び倒壊建物の解体

「災害廃棄物」の撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所等に関し、対策班が住民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともにその適正処理についての指導等を行う。

また、倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関しても「災害廃棄物」の撤去と同様の事務を行う。

なお、私有財産である被災した建築物等の解体・撤去及び「災害廃棄物」の処理が円滑に行えるよう、緊急性がある場合の所有者等の承諾の必要性、公費による解体・処理の是非について検討する。

（5）「災害廃棄物」の仮置場の設置

仮置場は、積替えによる「災害廃棄物」の輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として設置する。

具体的には、「災害廃棄物」処理の経過に応じて、次のア～ウのように区分する。また、各仮置場には簡易破砕機等を導入して、廃木材、コンクリートがらをできるだけ減容化する。

なお、各仮置場での、有機性廃棄物の発酵や腐敗性廃棄物による火災、悪臭、害虫等の発生防止対策を検討する。

【災害廃棄物仮置場の区分と候補地】

区 分	役 割	候 補 地	所 在 地
ア 第一 仮置場	緊急道路啓開により収集した「災害廃棄物」を、処理体制が整うまでの間仮置きするために設置する。 啓開終了後は、引き続き輸送の効率を図るため、建物の解体により発生した「災害廃棄物」の積替え用地として使用する。	錦糸公園	錦糸4-15-1
イ 第二 仮置場	緊急道路啓開終了後、他の緊急対策で利用していたオープンスペースを転用して、建物の解体により発生した「災害廃棄物」の積替え用地として使用する。	荒川・四ツ木橋緑地 ※仮置きする場合、 河川管理者と事前 協議する。	八広6 東墨田2・3
		白鬚東地区	堤通2
		両国地区	横網

区 分	役 割	候 補 地	所 在 地
ウ 第三 仮置場	第一、第二仮置場から搬入した廃木材・コンクリートがらについては、できる限り再利用するが、その際に、中間処理や再利用施設が円滑に機能するまでの間、貯留用地として使用する。 なお、第三仮置場周辺で発生した「災害廃棄物」は、輸送効率を勘案し、第一、第二仮置場を経由せず、直接搬入する。	荒川・四ツ木橋緑地 ※仮置きする場合、河川管理者と事前協議する。	墨田4・5

※ IX-15：高水敷ゾーニング〔墨田区〕（別冊 P392 参照）

（6）「災害廃棄物」の中間処理・再利用・最終処分

第一、第二仮置場から分別して搬出された「災害廃棄物」は、破砕処理等の中間処理を行った後、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づいて、品目ごとにできるだけ再利用する。

再利用が不可能なものに限り、焼却処理するなどできるだけ減容減量化した上で、環境汚染防止に十分配慮しつつ、都が管理する既存の埋立処分場に搬入する。

なお、「災害廃棄物」の広域的な処理体制、最終処分場の確保等について、地方公共団体間や地方公共団体と民間事業者間の連携・調整の仕組み、国の関与の仕組みを整備する。

（7）仮置場の管理

災害廃棄物を仮置場で集積する場合は、積み上げる高さを考慮し、ガス抜き管を設置するなどして火災を防止し、併せて飛散、流出の防止にも配慮する。

また、ハエ、悪臭発生対策など環境衛生への対応を関係機関と連携して行っていく。

（8）処理に必要な協力体制について

「災害廃棄物」の処理に当たっては、次の業務について資器材の提供を含め、民間業者に協力を求めて、効率的に実施する。

ア 倒壊建物の解体・「災害廃棄物」の撤去

（ア）倒壊建物の解体業務

（イ）発生した「災害廃棄物」の撤去業務

イ 災害廃棄物仮置場の設置

（ア）仮置場の維持管理業務

（イ）仮置場からの「災害廃棄物」の搬出

ウ 「災害廃棄物」の中間処理、再利用、最終処分

（ア）廃木材・コンクリートがら等破砕処理

（イ）廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供

（ウ）再利用施設への搬入

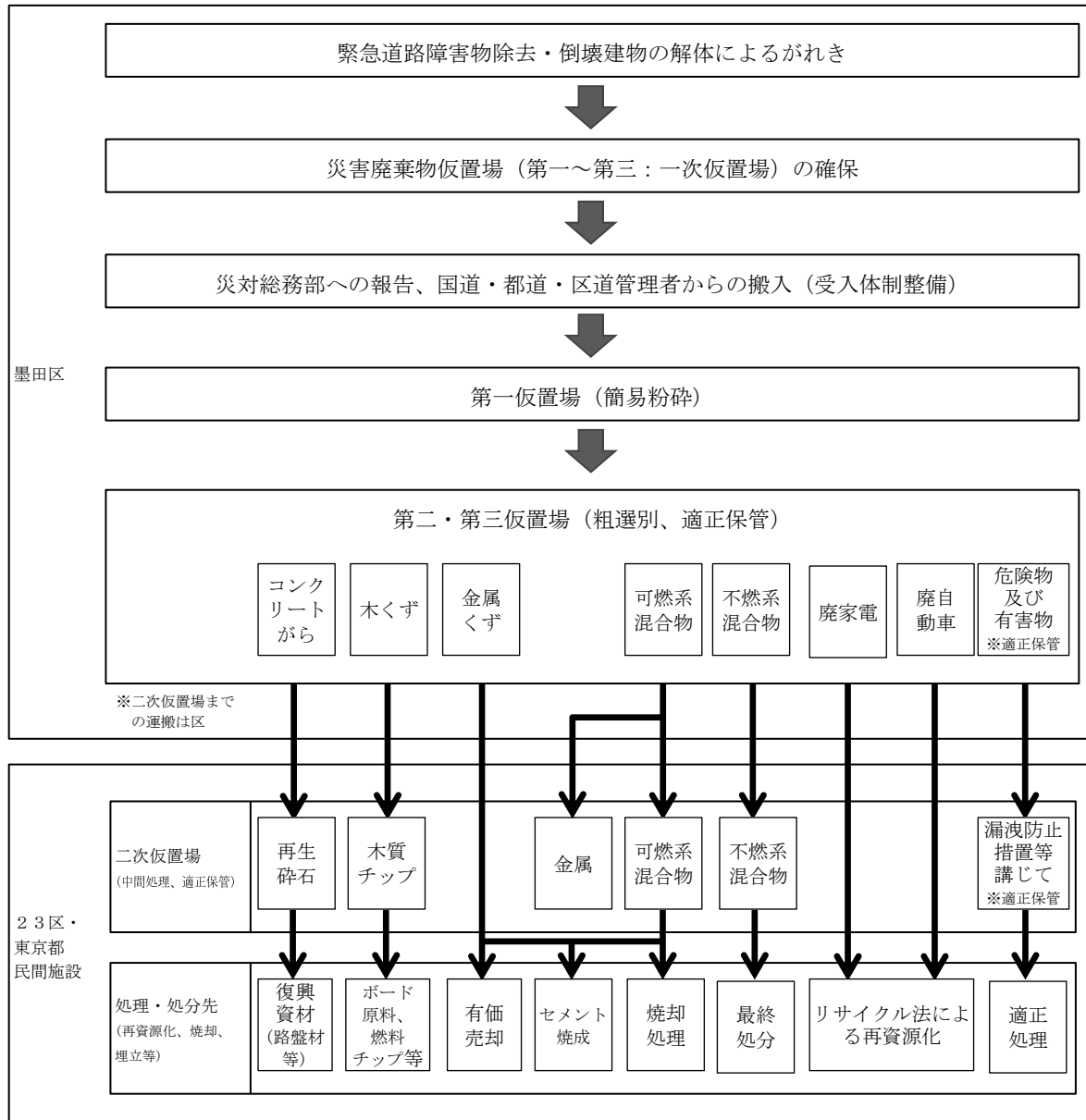
（エ）再利用施設での優先的な処理

（オ）最終処分場への「災害廃棄物」の搬入

（9）区で処理できない災害廃棄物は、都に広域処理を要請する。

（10）円滑な災害廃棄物処理の実施のため、ボランティア・市民活動団体等と連携を図る。

【「災害廃棄物」処理の基本的な流れ】



第9節 応急教育

〔区〕

1 災害時の体制

- (1) 学校行事、会議、出張等中止すること。
- (2) 学校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与え、また災害の規模、児童・生徒・職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、区教育委員会と連絡し、災害対策に協力し、校舎の管理に必要な職員を確保し、万全の体制を確立する。
- (3) 学校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整するとともに、決定次第、速やかに児童・生徒及び保護者に周知徹底を図る。
- (4) 区長は、学校長に対して適切な緊急対策を指示する。

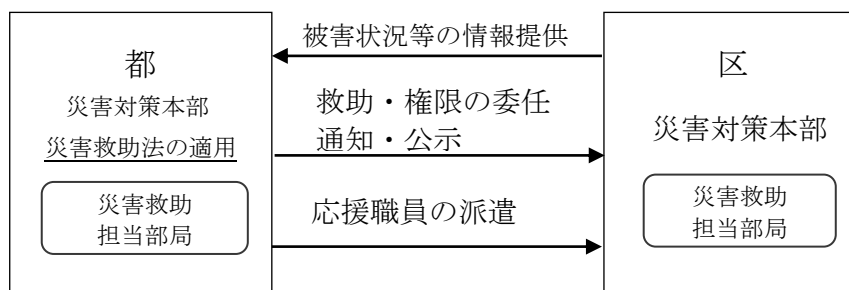
※ IV-18：墨田区立小・中学校・幼稚園継送電話順路（別冊 P241 参照）

第10節 災害救助法の適用

〔区〕

- 1 区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。ただし、災害の事態が急迫して都知事による救助の実施を待つことができないときは、区長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともにその状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理については都知事の指揮を受けるものとする。
- 2 区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長は都知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を実施し、都知事を補助する。
- 3 区長は、災害救助法の適用を要請する場合には、都総務局総合防災部防災対策課に対し、次に掲げる事項についても、無線又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。
 - (1) 災害発生の日時及び場所
 - (2) 災害の原因及び被害の状況
 - (3) 適用を要請する理由
 - (4) 適用を必要とする期間
 - (5) 既に行った救急措置及び取ろうとする救急措置
 - (6) その他必要な事項

【災害救助法適用の流れ】



第11節 激甚災害の指定

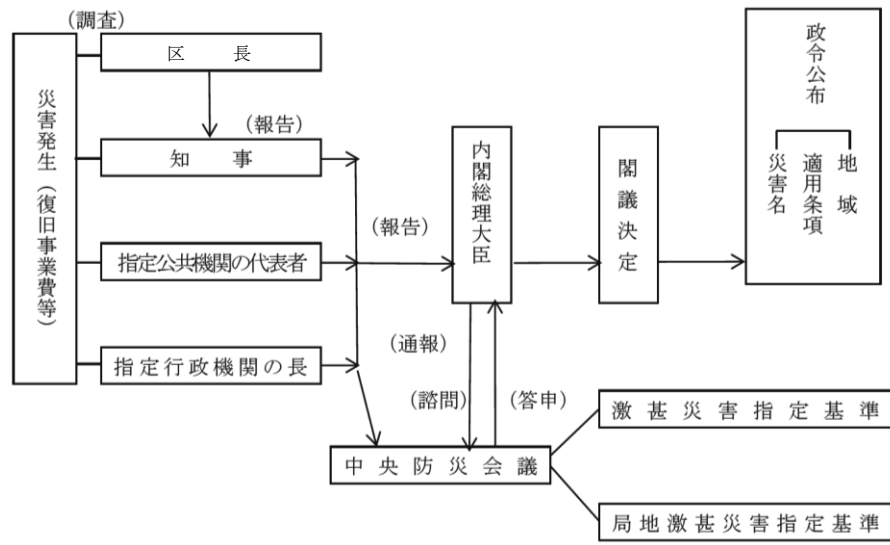
第1項 激甚災害指定手続

〔区〕

大規模な災害が発生した場合、区長は速やかに災害状況及び措置の概要を都知事に報告し、都知事は内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は、この報告に基づき中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣に、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害とすべきかどうかを答申する。

【激甚災害指定の手続きの流れ】



第2項 激甚災害に関する調査報告

〔区〕

- 1 区長は、その区域内に災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかにその被害状況等を都知事に報告する。
- 2 被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。
 - (1) 災害の原因
 - (2) 災害が発生した日時
 - (3) 災害が発生した場所又は地域
 - (4) 被害の程度
 - (5) 災害に対し取られた措置
 - (6) その他、必要な事項

第3項 特別財政援助等の申請手続等

〔区〕

区長は激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき調書等を作成し、都知事に提出する。

● 復旧対策

第1節 被災住宅の応急修理

〔区〕

災害救助法が適用された地域において、災害により住家が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。また、取壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

1 実施主体

住宅の応急修理は、災害救助法適用後は都が行う。なお、災害救助法適用後、その事務が委任された場合には、区が実施する。ただし、災害救助法が適用されない場合、その他区長が特に必要と認めた場合には、区において実施する。

2 修理の対象者

- (1) 住家が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者
- (2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

3 修理住宅の選定

- (1) 都が修理を行う場合には、被災者の資力その他生活条件の調査及び区長が発行する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任を受けた区が行う。
- (2) 区が実施する場合には、災対建築部建築隊をもって調査班を編成し、被害程度を調査の上、修理住宅の選定を行うものとする。

4 修理の基準及び戸数

- (1) 修理は、日常生活に欠くことのできない部分に対し、最小限度の応急修理を行うものとし、災害救助法が適用された場合は、災害救助法の基準に基づき、都が定める応急修理の基準で行う。修理費は、国の定める基準によるものとする。
- (2) 災害救助法の適用後において、区長が必要があると認めた場合には、直ちに都知事に実施を要請し、修理対象戸数は都知事が決定する。

5 修理の方法

- (1) 災害救助法が適用された場合の応急修理は、都が、一般社団法人東京建設業協会、全国建設労働組合総連合東京都連合会及び一般社団法人災害復旧職人派遣支援協会のあつせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、区はリストから業者を指定し、生活上欠くことのできない部分の修理を行う。
- (2) 災害救助法が適用されない場合、その他区長が特に必要と認めた場合に、区が実施するときは、修理住宅の選定を踏まえ災対建築部建築隊において現物又はこれに代わる方法により行うものとする。

- （3）期間は、原則として災害発生の日から3か月以内に完了する（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内）。

第2節 応急仮設住宅の供給

〔区〕

住家の滅失等により、居住する住家を確保することができない者を収容するため、応急仮設住宅を設置する。被災状況に応じて公的住宅の空き家提供、民間賃貸住宅の借上げにより、被災者に応急仮設住宅を供給する。また、必要に応じ、仮設住宅を建設する。

避難所生活を早期に解消し、区民の生活の再建を速やかに果たすため、仮設住宅の設営に際しては、早急に必要戸数の把握に努めるほか、地域の人間関係の維持やコミュニティの形成にも配慮しつつ、ひとり暮らし高齢者や障害者等の孤立化を防止するなど、被災世帯の状況に応じた対応を図ることとする。

1 応急仮設住宅の設置主体

- （1）応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は都が設置し、区はこれに協力する。
（2）災害救助法が適用されないときには、区が設置する。ただし、この場合においても都に設置を要請することもある。

2 応急仮設住宅の種類

- （1）公的住宅の活用による一時提供型住宅
都に協力し、区営住宅等公的住宅の空き家を確保の上、応急仮設住宅として被災者に提供する。
（2）民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅
都が応急仮設住宅として借り上げた民間賃貸住宅の被災者への提供について、都と協力の上、進める。
（3）建設型応急住宅
都が応急住宅として建設した仮設住宅の被災者への提供について、都と協力の上、進める。

3 応急仮設住宅の建設

（1）建設予定地の選定

応急仮設住宅の建設予定地は、区内の公園、野球場及びグラウンド等から、あらかじめ次の点を考慮した上で選定し、毎年、最新の状況を都に報告する。

- ア 接道及び用地の整備状況
- イ ライフラインの状況
- ウ 避難場所などの利用の有無

※ V-23：応急仮設住宅設営候補地（別冊 P292 参照）

（2）建設の方法、構造及び規模

- ア 建設地

（ア）建設地は、建設予定地の中から都が選定する。

（イ）建設地の選定に当たっては、区の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合など、都が必要に応じて区市町村相互間で融通をする。

イ 構造

平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じて、高齢者や障害者世帯に適した設備・構造を選択するなど、生活実態等を踏まえた住宅の仕様とする。

ウ 規模及び費用

規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。1戸当たりの設営費用は、国の定めによる。

エ 着工

災害発生の日から20日以内に着工する。

オ 建設工事

建設工事及び工事監督は、都が行う。ただし、これにより難い事情がある場合には、区に委任される場合がある。

4 入居者の選定

（1）入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、都知事が必要と認める者とする。ただし、使用申込は、1世帯1か所限りとする。

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自己の資力では住家を確保できない者

（2）入居者の募集・選定

ア 入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が策定し、区に住宅が割り当てられる。割当てに際しては、原則として区の行政区域内の住宅が割り当てられるが、必要戸数の確保が困難な場合には、他区市町村相互間で融通し合うものとする。

住宅の割当てを受けた場合は、区が被災者に対して募集を行う。

イ 入居者の選定は、都が策定する選定基準に基づき区が行う。

5 応急仮設住宅の管理

（1）応急仮設住宅の管理は、原則として、供給主体が行う。

（2）区は入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。

（3）入居期間は内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ都知事が定めた期間とする。

第3節 区営住宅等の応急修理

[区]

区は、応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な区営住宅等について、関係団体と協力して応急修理に当たる。

第4節 建築資材等の調達

[区]

応急仮設住宅資材等の調達（災害救助法が適用されない場合）については、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会があっせんする建設業者を通じて行う。

必要に応じて、都及び国の関係省庁に対して、資材等の調達を要請する。

仮設住宅の早期建設に向け、建設用地や建設資材の確保等について検討を行う。

第5節 被災者の生活相談等の支援

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

区は、都と連携して、避難所における避難者、在宅避難者、域外への自主避難者等の全被災者（世帯）を対象とした被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。

また、被災者のための臨時被災者相談所を設置し、要望等を聴取し、その解決を図るほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応する。

第6節 義援金の保管及び配分

〔区〕

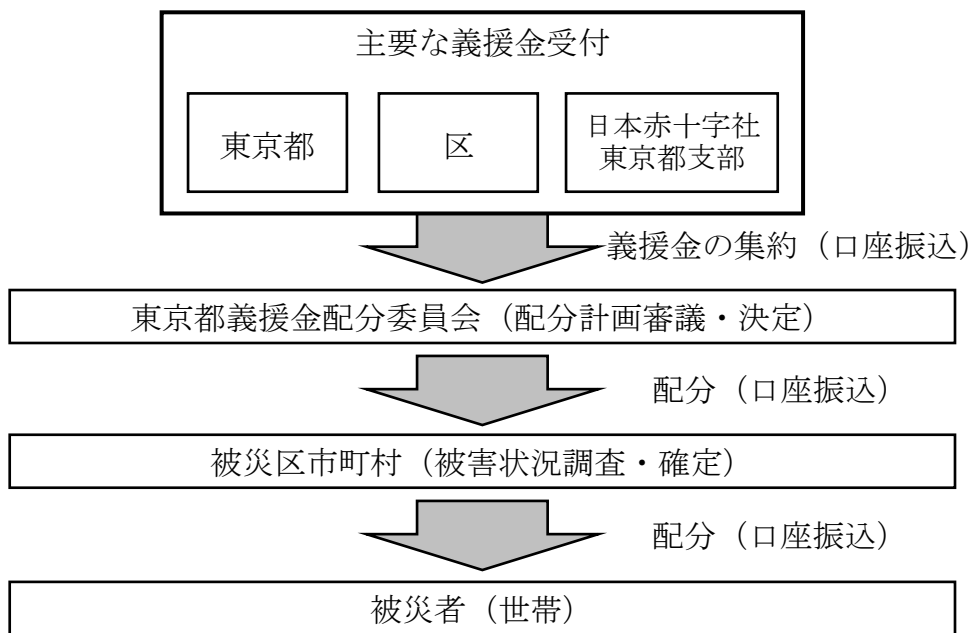
都、区市町村、日本赤十字社東京都支部及び関係機関の代表者で構成される都義援金配分委員会にて、配分計画を審議、決定し、迅速に被災区市町村を通じて、被災世帯に公正に配分する。

委員会は、送金された義援金を配分計画に基づき、被災区市町村に送金する。

区は次のように対応する。

- 1 寄託者から受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。
- 2 区は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。
- 3 区は、被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告する。

【義援金受付・配分の流れ】



第7節 被災者の生活再建資金援助等

第1項 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け

〔区〕

暴風、豪雨、洪水、地震などの災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し、災害障害見舞金の支給を行う。また被災した世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸付けを行い、もって区民の生活の安定に資するものとする。

1 災害弔慰金の支給

（1）支給対象者

ア 死亡した区民の遺族

イ 支給する遺族の範囲と順位

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹（ただし、①～⑤のいずれも存しない場合で、死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者。）

（2）支給金額

ア 当該死亡者が、弔慰金を受けることとなる者の生計を主として維持していた場合 500 万円

イ その他の場合 250 万円

（3）支給方法

区長が調査のうえ支給する。ただし、区の区域外で死亡した区民の遺族は、死亡地の官公署で発行する被災証明書を提出するものとする。また、区民でない遺族は、遺族であることを証明する書類を提出するものとする。

（4）申込場所

区福祉保健部厚生課

※ I-11：墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例（別冊 P29 参照）

※ I-12：墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（別冊 P34 参照）

2 災害障害見舞金の支給

（1）支給対象者

災害（暴風、豪雨、洪水、地震など）により負傷又は発病し、その結果、災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害を負った区民

（2）支給金額

ア 当該障害者が、その属する世帯の生計を主として維持していた場合 250 万円

イ その他の場合 125 万円

（3）支給方法

区長が調査のうえ支給する。区長は障害者に対し、障害を有することを証明する医師の診断書を提出させるものとする。

ただし、区の区域外で負傷又は発病した障害者は、被災地の官公署で発行する被災証

明書を提出するものとする。

(4) 申込場所

区福祉保健部厚生課

※ I-11：墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例（別冊 P29 参照）＜再掲＞

3 災害援護資金の貸付け

(1) 貸付対象者

災害（暴風、豪雨、洪水、地震など）により被害を受けた世帯の区民である世帯主

(2) 貸付金額

一世帯当たり 150～350 万円以内とし、世帯主の負傷、家財、住居等被害の程度により異なる。

(3) 貸付条件

ア 貸付期間 10 年（据置期間は 3 年、特別の場合は 5 年）

イ 利子 保証人を立てる場合：無利子

保証人を立てない場合：年 1.5%（据置期間中は無利子）

ウ 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還

エ 保証人 連帯保証人を 1 名置くことが可能

オ 東日本大震災についての特例措置

「貸付期間 13 年（据置期間は 6 年、特別の場合は 8 年）」、「利子保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年 1.5%（据置期間中は無利子）」

(4) 申込場所

区福祉保健部厚生課厚生係

※ I-11：墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例（別冊 P29 参照）＜再掲＞

第2項 被災者生活再建支援金の支給

[区]

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援して、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

1 支給対象

当該自然災害において、次のいずれかに該当する世帯

(1) 居住する住宅が全壊した世帯

(2) 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するための必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

(3) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続すること、その他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

- (4) 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第1条第3号）の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（(2) 及び (3) の世帯を除く。）
- (5) 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（(2) から (4) までに掲げる世帯を除く。）

2 支給額

支給額は、原則、以下の（1）と（2）との支援金の合計額となる。

※世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3／4の額

※中規模半壊世帯については、「加算支援金」のみ申請可能

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊、解体、長期避難	大規模半壊
支給額	100 万円	50 万円

- (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

- ・全壊、解体、長期避難、大規模半壊の場合

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

- ・中規模半壊の場合

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	100 万円	50 万円	25 万円

3 申込先

区福祉保健部厚生課を通して、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に申し込む。

※ I-20：被災者生活再建支援法（別冊 P147 参照）

※ I-21：被災者生活再建支援法施行令（別冊 P152 参照）

第8節 融資計画

災害により被害を受け、生業の根底を失った区民や中小企業に対して、必要な資金の貸付け等、各種の融資を行い、災害からの傷手を軽減し、生活及び事業の安定を図るものとする。

第1項 生活福祉資金及び応急小口資金の貸付け

[区]

1 生活福祉資金（東京都社会福祉協議会）

（1）貸付対象

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金の貸付けを受けることによって、災害による困窮から自立更生のできる世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として対象外）

（2）貸付金額

1 世帯 150 万円以内（他に住宅の改築、補修等に必要な経費として被害の程度に応じて重複貸付が可（合せて、最大 350 万円まで））

（3）貸付条件

ア 据置期間 6 か月以内

イ 償還期間 据置期間経過後 7 年以内

ウ 連帯借受人 借受人が 65 歳以上の場合は必要（親族）

エ 連帯保証人 原則として必要（立てられなくても貸付可）

（ア）原則として 65 歳未満で一定以上の収入がある別世帯の者

（イ）生活福祉資金の借受人又は連帯保証人になっていない者等

オ 利子 保証人有：無利子、保証人无：年 1.5%（ただし、据置期間中は無利子）

（4）償還方法

月賦

（5）申込方法

官公署の発行する罹災証明書及び、収入証明等必要書類を用意し、墨田区社会福祉協議会（すみだボランティアセンター内）に申し込む。

※ この貸付金は「生活福祉資金の貸付けについて」（平成 21 年 7 月 28 日付厚生労働省発社援 0728 第 9 号厚生労働省事務次官通知）による。

2 応急小口資金（墨田区社会福祉協議会）

（1）貸付対象

災害、疾病など突発的な事態で一時的に困窮する区民のうち、次の要件を備える者

ア 区内に 3 か月以上居住（住民登録）していること。

イ 世帯主またはこれに準ずる者であること。

ウ 貸付けを受けた資金の償還が確実であること。

エ 現に応急小口資金を借りていないこと。

オ 現に応急小口資金の連帯保証人になっていないこと。

(2) 貸付金額

1 世帯 20 万円以内（連帯保証人がいない場合は 5 万円以内）

(3) 貸付条件

ア 償還期間 貸付の日の翌月から金額により 10～30 か月以内

イ 償還方法 均等月賦

ウ 利子 無利子

エ 保証人 連帯保証人 1 人（ただし、5 万円以内の貸付の場合は不要）

(4) 申込方法

社会福祉法人墨田区社会福祉協議会応急小口資金貸付規定施行要領による貸付申込書により、墨田区社会福祉協議会に申し込む。

第2項 母子及び父子福祉資金及び女性福祉資金の貸付け並びに墨田区ひとり親家庭福祉応急小口資金の貸付け

〔区〕

1 母子及び父子福祉資金及び女性福祉資金による住宅資金の貸付け（都・区）

(1) 貸付対象

都内に 6 か月以上居住し、かつ区に現住する配偶者のいない女子等（死別、生別、遺棄等）で、災害による住宅の補修等に必要な資金の融資を他から受けることができない者に対し、住宅資金を貸し付ける。

(2) 貸付要件

（母子及び父子福祉資金）

ア 配偶者のいない女子もしくは男子であって、現在満 20 歳未満の児童を扶養していること。

イ 貸付けを受けた資金の償還が確実であること。

（女性福祉資金）

ア 配偶者のいない女子であって、親・子・兄弟姉妹などを扶養していること。扶養していない場合は、年齢が 20 歳以上で年間所得が 358 万円以下であること。

イ 貸付けを受けた資金の償還が確実であること。

(3) 貸付機関

都（母子及び父子福祉資金）、区（女性福祉資金）

(4) 貸付限度額

200 万円

(5) 貸付条件

ア 据置期間 原則として 6 か月（特例あり）

イ 償還期間 据置期間経過後 7 年以内

ウ 保証人 原則として、連帯保証人 1 人（母子及び父子福祉資金）、保証人 1 人（女性福祉資金）

エ 利子 無利子

（保証人がいない場合は、年 1 %）

(6) 償還方法

償還期間内に月賦、半年賦又は年賦

(7) 申込方法

所定の申請書に官公署の発行する罹災証明書等を添付し、区福祉保健部生活福祉課に申し込む。

2 墨田区ひとり親家庭福祉応急小口資金の貸付け（区）

(1) 貸付対象

満 20 歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女子及び男子で、次の要件を備えている者

ア 災害、疾病その他区長が定める理由により応急に資金を必要とし、かつ、資金を他から借り受けることが困難であること。

イ 貸付けを受けた資金の償還が確実であること。

ウ 貸付けの日の3か月前から引き続き区内に住所を有すること。

(2) 貸付金額

5万円以内

(3) 貸付条件

ア 償還期間 貸付けの日の属する月の翌月から10か月以内

イ 償還方法 均等月賦。ただし、偽りの申込み、貸付目的外使用等の場合は全部又は一部の一時償還

ウ 利子 無利子

(4) 申込方法

墨田区ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付条例施行規則による貸付申込書により、区福祉保健部生活福祉課に申し込む。

第3項 中小企業への融資

[区]

1 災害復旧資金融資（都）

(1) 融資対象

東京都中小企業制度融資要項に定める中小企業者又は組合で、同要項の基本要件を満たし、かつ、知事が指定した災害※による被害を受けている者

※令和7年1月1日現在 指定なし（令和6年8月6日調べ）

2 経営安定融資（経営一般）（都）

(1) 融資対象

東京都中小企業制度融資要項に定める中小企業者又は組合で、同要項の基本要件を満たしかつ災害により事業活動に影響を受けている者。

3 経営安定資金（区）

(1) 融資対象

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項（セーフティネット保証制度）第1～6号のうち、いずれかの認定を受けている者で、次の要件に該当すること。

- ア 中小企業信用保険法に定める中小企業者であること。
- イ 区内に主たる事業所を有すること（法人は本店登記地及び事業の実態が区内にあること）。
- ウ 区内において引き続き1年以上同一事業を営んでいること
- エ 特別区民税（法人は法人都民税）を滞納していないこと。また、区内に住所を有さない者は、区民税事業所課税分を滞納していないこと。
- オ 東京信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。
- カ 墨田区暴力団排除条例（平成24年墨田区条例第37号）に規定する暴力団関係者ではないこと。

(2) 融資限度額

2,000万円

(3) 融資条件（令和7年1月1日現在）

- ア 資金使途 運転資金
- イ 融資期間 7年以内（据置期間12か月以内を含む。）
- ウ 融資利率 2.0%（年利）
- エ 利子補給 1.8%
- オ 信用保証 東京信用保証協会、連帯保証人、担保のいずれか
- カ 信用保証料 東京信用保証協会の定めるところによる
区が信用保証料を全額補助

(4) 返済方法

元金均等割賦償還とする。

(5) 申込方法

墨田区商工業融資要綱による墨田区商工業融資申込書により、区産業観光部経営支援課に申し込む。

第9節 職業のあっせん

[区]

国と都、区が連携し、被災者に対する職業のあっせんに迅速に実施する。

区は、災害により離職した被災者の職業のあっせんについて、公共職業安定所に臨時相談所の開設等の要請を行い、就業機会の創出を図る。また、災害により離職した被災者が就職に必要な知識・技能を身につけるための職業訓練を受けられるよう国・都へ要請する。

被災した企業等に対して、国・都と連携して、災害を理由とした安易な解雇・雇止め等を防止するよう働きかけ、雇用の維持に努める。

第10節 租税等の徴収猶予及び減免等

災害により被災した区民が、その痛手から速やかに再起するよう被災者に対する租税等の徴収猶予及び減免等について定めるところにより被災者の生活の確保を図るものとする。

第1項 租税の徴収猶予及び減免に関する計画

[区]

1 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他書類の提出又は区税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、指定された地域に限り、災害が収まった後、一定期間内に限り、当該期限を延長する。

2 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が区税を一時に納付し、また納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する等の条例措置を講じる。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに一定期間延長することができる。

3 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講じる。

4 減免等

罹災した納税義務者等に対し、該当する各税目について、次により減免及び納入義務の免除等を行う。

(1) 区民税

その都度、条例により定める。

(2) その他の税措置

都においては、下記のような措置を講じることにしている。

ア 個人都民税

個人の都民税については、特別区民税と同じ扱いで減免する。

イ 事業税

納期未到来分については、被災の状況に応じ減免する。

ウ 不動産取得税

納期限までに災害により家屋が滅失・損壊した場合、又は滅失・損壊した不動産に代わる不動産を災害後3年以内に取得した場合に減免する。

エ 軽油引取税

災害により軽油引取税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税が既に納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。

災害により納税者である販売業者が、納付できないと認められるときは、被害の状況に応じ減免する。

オ 固定資産税・都市計画税

災害により滅失又は甚大な被害を受けた家屋及び償却資産について減免する。

第2項 料金免除等の取扱い

[日本郵便本所・向島郵便局]

災害が発生した場合、災害の態様及び国民の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法適用地域の郵便局において、被災世帯一世帯当たり、葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲で無償交付する。

※ VI-22：郵便葉書等交付依頼簿（兼受領書）（別冊 P315 参照）

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害救助法適用地域の郵便局において、被災者が差し出す手紙・葉書等の料金免除を実施する。

3 被災地宛て救助用郵便物の料金免除

総務大臣が公示した場合は、被災者の援助を行う地方自治体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に宛てた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施する。

4 利用の制限又は業務の停止

緊急郵便物の取扱いを確保するため、郵便物の利用制限又は業務の一部を停止することがある。

第11節 災害廃棄物処理の実施

[区]

災害廃棄物処理は、区内の被災状況を踏まえて、災害廃棄物処理対策班において対策を検討し、速やかに処理を実施する。

区は、解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、東京都や関係機関等と調整を行い、決定する。

なお、災害廃棄物処理の実施に当たっては、応急対策第8節「災害廃棄物処理」に基づくものとする。

第12節 学校教育の復旧

[区]

1 災害復旧時の体制

- (1) 学校長は、職員の会議において、次の事項の分担を決め、速やかに対策を立てる。
また、災害の規模並びに児童・生徒及び教職員の被害状況並びに施設設備の被害状況を速やかに把握し、災対教育部庶務隊（区教育委員会事務局庶務課）宛てに報告する。
 - ア 児童・生徒の被害状況
 - イ 教職員の被害状況
 - ウ 教材器材の被害状況
 - エ 保健指導
 - オ 生活指導
 - カ 児童・生徒の訪問指導
 - キ 疎開児童、生徒の訪問指導
- (2) 被害地区については、被災学校ごとに災対教育部庶務隊（区教育委員会事務局庶務課）において小学校及び中学校に分け、分担を定めて情報及び指令の伝達について万全を期する。
- (3) 学校長は、災害の推移を把握し、区教育委員会との連絡を緊密にしたうえ、平常授業に戻るよう努め、その時期については速やかに保護者に連絡する。

2 学用品の調達及び支給計画

- (1) 支給対象
災害により学用品を失い、又はき損し、就学上支障ある児童・生徒に対し、被害の実情に応じて教科書、文房具及び通学用品を支給するものとする。
災害救助法適用に至らない災害の場合においては、区が実施するものとし、災害救助法適用後は都が実施し、区はこれに協力するものとする。
- (2) 期間
災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は1か月以内、その他については15日以内と定められている。
ただし、交通通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、都知事が内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。
- (3) 給与の方法
災害救助法により行うときは、原則として、学用品は都知事が一括購入したうえ、区長が配分する。ただし、区長は、給与を迅速に行うため、職権の委任を受け、学校長及び区教育委員会の協力のもとに、購入から配分までの業務を行うものとする。
- (4) 費用の限度
「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による。

3 給食及び保健衛生指導

（1）給食の提供

学校給食の早期再開を目指し、学校長、栄養士、調理委託業者と協力・連携して、給食設備の被害状況を調査し、早期の現状回復に努める。

給食提供に必要な食材を確保するため、調達可能な商店・事業者を調査し、情報を提供する。

また、給食室の清潔な衛生環境を確保するため、消毒や除菌等を徹底する。

なお、ライフラインの被災状況によっては、電気・ガス・水道水の供給が停止している場合もあるため、給食調理に必要な飲料水や燃料等については、災対救護部や災対要配慮者救護部等と連携して確保に努めるものとする。

（2）保健衛生指導の徹底

被災後における学校施設の安全確認を行い、学校長、養護教諭、災対保健衛生部等と連携して良好な衛生環境を整える。

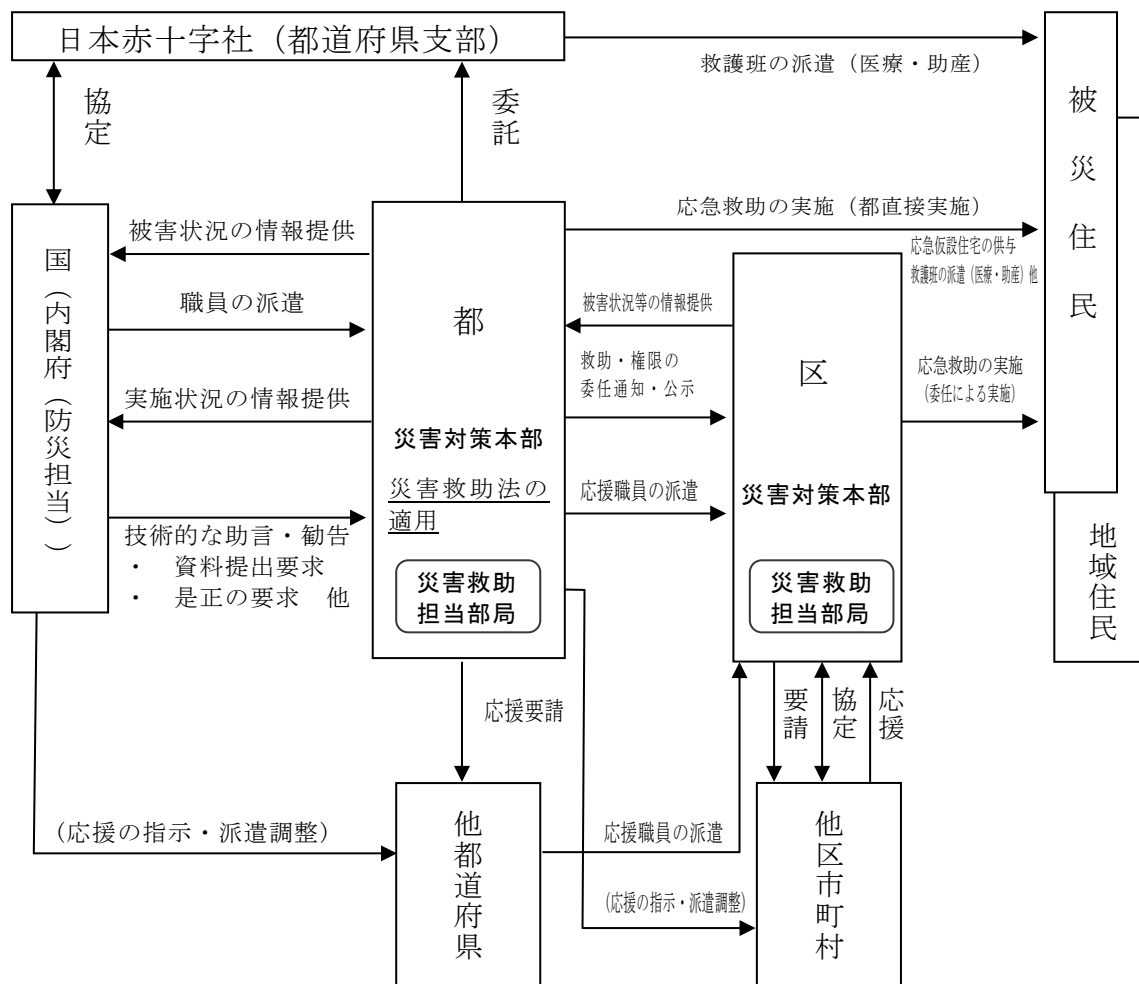
特に、児童・生徒・園児等のメンタルヘルスケアを行い、地震等の災害に対する恐怖や不安感を取り除くことが大切である。情報交換等を綿密に行い、早期に子どもの心のケアを行い、平常心を取り戻せるように努める。

また、学校や関係機関等とも連携し、インフルエンザ等の感染症予防のために必要な事前対策を講じるとともに、感染症発生後における拡大防止に努めるものとする。

第 13 節 災害救助法の運用等

都は、区からの報告又は要請に基づき、災害救助法の適用を決定し、災害救助基金等を運用し、救助活動を実施する。

【災害救助法の運用等の業務手順】



第 1 項 災害救助法の公布

[区]

都が災害救助法を適用し、次により公布したときは、区長は都知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を実施し、都知事を補助する。

公告
○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）により救助を実施する。 令和○年○月○日
東京都知事 ○○○○

第2項 救助の種類

〔区〕

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の提供
- 2 炊き出し、その他の食料品及び飲料水の支給
- 3 被服、寝具、その他生活必需品の支給又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を来たしているものの除去
- 7 被災した住宅の応急修理
- 8 生業に必要な資金、器具又は資料の支給又は貸与
- 9 学用品の支給
- 10 埋葬
- 11 死体の搜索及び処理

第3項 救助法に基づく報告等

〔区〕

1 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集・把握して、速やかに都知事に報告する。

2 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の精算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を当初から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都知事に報告する必要がある。

